

平成24年12月13日  
総務省北海道管区行政評価局  
(局長:杉山茂)

# 「国の行政機関の庁舎における安全性・利便性の確保等に関する実態調査」

## 〈調査結果に基づく通知の概要〉

総務省北海道管区行政評価局では、道内に所在する国の行政機関を対象として、庁舎利用者の安全性・利便性の向上をより一層推進する観点から、庁舎施設におけるバリアフリー化の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について関係行政機関に通知することといたしましたので、その概要を公表します。

### 〈本件照会先〉

総務省 北海道管区行政評価局 第二部第三評価監視官室

よしだ つるま くどう  
(担当) 吉田、鶴間、工藤  
(電話) 011-709-2311(内線3146) (直通) 011-709-1806  
(FAX) 011-709-1843  
(メール) hkd23@soumu.go.jp

# 調査の背景等

## 背景

- 国の行政機関が入居する合同庁舎等の官庁施設については、バリアフリー法（※）等に基づく各施設のバリアフリー化や、健康増進法等に基づく受動喫煙の防止など、来庁者の安全性・利便性の向上が強く求められているところ  

（※）「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」  
(平成18年法律第91号)
- しかしながら、来庁者等から、窓口まで誘導する点字ブロックや身体障害者用便所が利用しづらい、案内表示が分かりにくいなどの意見あり

## 所見表示項目

高齢者、障害者等の安全性・利便性を一層推進する観点から以下の2項目

- 1 バリアフリー化の推進
- 2 受動喫煙防止対策の推進

【通知先：以下の8機関に対し、本年12月13日に通知】

札幌高等検察庁、札幌法務局、北海道財務局、札幌国税局、北海道労働局、北海道農政事務所、北海道森林管理局、北海道運輸局

## 調査の概要

- 調査実施時期：  
平成24年8月～11月
- 主な調査事項：  
(来庁者の安全性・利便性の一層の向上を図る観点で以下を調査)
  - ① 庁舎施設のバリアフリー化の実施状況
  - ② 受動喫煙防止対策の実施状況 等
- 調査対象機関：  
道内に所在する国の行政機関（44機関）
  - ・ 北海道管区行政評価局（2機関：2分室）
  - ・ 北海道総合通信局（1機関）
  - ・ 札幌高等検察庁（1機関）
  - ・ 札幌法務局（6機関：本局、3地方法務局、2出張所）
  - ・ 札幌入国管理局（1機関）
  - ・ 北海道財務局（4機関：本局、3事務所）
  - ・ 札幌国税局（6機関：本局、5税務署）
  - ・ 北海道労働局（10機関：本局、4労働基準監督署、5公共職業安定所）
  - ・ 北海道農政事務所（1機関）
  - ・ 北海道森林管理局（4機関：本局、3事務所等）
  - ・ 北海道経済産業局（1機関）
  - ・ 北海道運輸局（5機関：本局、4支局）
  - ・ 北海道地方環境事務所（2機関：本局、1事務所）

# 1 バリアフリー化の推進

## 制度・仕組み等

- 公共的施設である官庁施設については、バリアフリー法や障害者基本法等に基づき、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、階段、便所、駐車場等の施設のバリアフリー化が強く求められているところ
- 具体的には、次のような基準等に基づき実施
  - ① 「建築物移動等円滑化基準」：バリアフリー法に基づき同法施行令で定められた基準  
「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」：国土交通省が上記基準の具体的な適用方法等について定めたガイドライン
  - ② 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」：平成20年3月の関係閣僚会議で決定された政府の基本的な方針
  - ③ 「建築設計基準」：国土交通省が官庁施設として有すべき性能を確保するための手法や技術的事項について定めた基準
- (※ バリアフリー法が施行された平成18年以前に建築されたものについては、基準に適合させるために必要な措置を講じるよう努めなければならないこととされている)

## 調査結果



- 上記「建築物移動等円滑化基準」等からみて高齢者、障害者等への配慮に欠けているとみられるものあり  
(80事例(23機関))

### 【点字ブロック関係(36事例(20機関))】

- ・ 点字ブロックが庁舎施設内に全く敷設されていない例 (5事例(5機関))
- ・ 庁舎施設内の点字ブロックと道路管理者の敷設している点字ブロックとが連続していない例 (1事例(1機関)) → [写真①](#)
- ・ 点字ブロックが施設内の案内所まで誘導するものとなっていない例 (6事例(6機関)) → [写真②](#)
- ・ 庁舎玄関の風除室内や階段前等に点字ブロックが適切に敷設されていない例 (12事例(9機関)) → [写真③](#)
- ・ 障害者等のために設置されている呼出インターホンにまで点字ブロックが敷設されていない例 (7事例(7機関))
- ・ 点字ブロックが路面や床面と同系色となっていて容易に識別できない例 (3事例(3機関)) → [写真④](#)
- ・ 点字ブロックが破損又は摩耗している例 (2事例(2機関))

### 【便所関係(11事例(9機関))】

- ・ 車いす使用者用の便所に手すりや呼出ボタンなどが適切に設置されていない例 (5事例(5機関)) → [写真⑤](#)
- ・ 受け口の高さの基準(35cm以下)を満たす男性用小便器が設置されていない例 (2事例(2機関))
- ・ バリアフリー化された便所の案内表示が適切になされていない例 (4事例(4機関))

#### 【駐車場関係(5事例(4機関))】

- ・ 車いす使用者用駐車施設の幅が基準（350cm）より狭くなっている例（2事例（2機関））-----> **写真⑥**
- ・ 車いす使用者用駐車施設を案内する立札の設置や路面表示が適切になされていない例（3事例（3機関））

#### 【傾斜路関係(3事例(3機関))】

- ・ 段差解消のために設置された傾斜路が基準（勾配1/12）を超える急勾配の上、手すりも設置されていない例 -----> **写真⑦**

#### 【階段関係(6事例(6機関))】

- ・ 階段の踏面と端部が同系色で段差を容易に識別できない例（4事例（4機関））、手すりに現在位置等を示す点字表示がなされていない例（2事例（2機関））

#### 【エレベーター関係(5事例(4機関))】

- ・ エレベーター内の制御装置に点字表示や音声案内装置などが設けられていない例

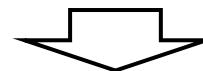
#### 【インターホン関係(4事例(4機関))】

- ・ インターホンの設置場所が適切でない例（2事例（2機関））、インターホンに操作案内などの点字表示が付されていない例（2事例（2機関））-----> **写真⑧**

#### 【その他(10事例(10機関))】

- ・ 排水溝の蓋の幅が車いすの車輪や杖が挟まるほど大きい例、道路の案内標識が街路樹の陰になって見えにくくなっている例など -----> **写真⑨**

#### 所見表示要旨



高齢者、障害者等の利便性・安全性に配慮した庁舎施設のバリアフリー化を一層推進する観点から、

- ① 当局が指摘した個々の事例について、他の行政機関等と連携するなどして、「建築物移動等円滑化基準」等を踏まえ必要な改善措置を講じること。
- ② 下部機関を含め、当局の調査結果を踏まえ自ら庁舎施設の点検を行い、所要の措置を講じること。

## 2 受動喫煙防止対策の推進

### 制度・仕組み等

- 公共的施設である官庁施設については、健康増進法に基づき、国民保健の向上を図る観点から、施設利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講じることが強く求められているところ
- 具体的には、①「受動喫煙防止対策について」（厚生労働省通知）や、②「職場における喫煙対策に関する指針について」（人事院通知）等に基づき、次の措置を講じる必要
  - ・ 原則として全面禁煙
  - ・ それが極めて困難な場合には、庁舎施設内に喫煙室又は喫煙コーナーを設け、たばこの煙を吸引して外に排出させる排気装置や煙が喫煙場所から漏れないように仕切るための設備の設置など、適切な受動喫煙防止の措置



### 調査結果

#### 【喫煙室(1事例(1機関))】

- ・ 庁舎玄関横に設置している喫煙室において、たばこの煙を吸引して外に排出させる排気装置を設置せず、喫煙室の壁の一部を外して自然換気する方法をとっている例

→ 写真⑩

#### 【喫煙コーナー(3事例(3機関))】

- ・ 庁舎建物玄関横に灰皿を設置して喫煙コーナーとしている例

→ 写真⑪



### 所見表示要旨

受動喫煙防止対策を推進する観点から、喫煙室等を廃止又は受動喫煙のおそれのない場所に移動するなど適切な措置を講じること。